

平成25年度予算見積調書

課室名：国保医療課
 担当名：国保事業担当
 内線：3356

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B14	国民健康保険財政調整交付金			一般会計	民生費	社会福祉費	国民健康保険指導費	国民健康保険財政調整推進事業費	
事業期間	平成17年度～	根拠法令	国民健康保険法第72条の2 埼玉県国民健康保険財政調整交付金条例		戦略項目	03 医療の安心			
					分野施策	010302 地域医療体制の充実			
1 事業概要				5 事業説明					
<p>市町村間における、被保険者数や所得水準等による国民健康保険財政の不均衡を調整するとともに、国民健康保険財政の健全な運営を推進する事業等に対して、当該交付金を活用する。</p> <p>平成24年4月の国保法改正により、その総額が医療給付費等の7%から9%に増額された。</p> <p>国民健康保険財政調整推進事業費 37,108,504千円</p>				<p>(1) 事業内容：国民健康保険財政調整交付金は、2種類。 ○普通調整交付金…市町村国民健康保険者間における、被保険者数や所得水準等による国民健康保険財政の不均衡を調整する。 その総額は、医療給付費等の6%相当額。 ○特別調整交付金…国民健康保険財政の健全な運営を推進する事業等に対して交付する。 その総額は、医療給付費等の3%相当額。</p> <p>(2) 事業計画 平成25年度県負担割合は、平成25年の医療給付費等の9%相当額（37,108,504千円） ・普通調整交付金（一定のルールに基づいて交付）…平成25年の医療給付費等の6%相当額 ・特別調整交付金（国保財政の安定化に資する事業や評価）…平成25年の医療給付費等の3%相当額</p> <p>(3) 事業効果 国民健康保険財政の安定が図られ、健全に運営される。</p> <p>(4) その他 平成24年4月国保法改正により、総額が医療給付費等の7%から9%に引き上げられた。</p>					
2 事業主体及び負担区分									
実施主体：市町村 負担区分：医療給付費等の9%分を県が負担									
3 地方財政措置の状況									
普通交付税（単位費用・密度補正） （区分）衛生費（細目）国民健康保健医療助成費 （細節）国民健康保健医療助成費 （積算内容）都道府県財政調整交付金等に関する事務									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員									
9,500千円×1.7人=16,150千円									
予算額		財 源 内 訳						一般財源	前年との対比
決定額	37,108,504						37,108,504	2,808,504	
前年額	34,300,000						34,300,000		